

第 2 回阿賀町入札監視委員会会議録

- 1 . 日 時 平成 1 9 年 9 月 2 8 日 1 3 時 1 5 分 ~ 1 5 時 4 5 分
- 2 . 会 場 阿賀町役場 3 階小会議室
- 3 . 出席者 町側 長谷川副町長、加藤総務課長、眞田管財係長
 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷲尾委員
- 4 . 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>第2回の入札監視委員会の開会。初出席となる鷺尾委員を紹介した。</p> <p>つづいて次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しくあいさつを述べ、6月・8月と入札関係制度の改正を改革の一環として実施したことを報告し、さらに透明性の高い入札制度を目指し、委員各位からご精査・ご指導をいただきたい旨を述べた。</p> <p>沢田委員長</p> <p>今回から本格的に審査となる。改革の状況も含め、透明性・客観性を確保しながら地域経済の活性化も考慮しなければならない。いろいろな点に目配りをしながら審査を進めていくことを皆様方をお願いしながら委員会として貢献したい。</p> <p>総務課長</p> <p>以降、委員長から進行をお願いしたい旨を告げて進行を交代した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>それでは、次第1の「阿賀町入札制度の改正について」を加藤総務課長から説明を求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>8月1日付けの改正については、一点目として町建設工事入札参加資格審査規程の一部改正で、町内建設業者のC・D級業者育成保護のために入札に参加できる金額を引き上げ、これにより町内の建設業界の活性化・中小企業対策等の観点から改正をしたもの。二点目は、簡易公募型指名競争</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>入札試行要領の一部改正で、町内業者のみが参加できる金額を引き上げたもの。</p> <p>また、入札参加業者確保の観点から参加対象地域範囲の拡大を図ったもの。</p> <p>三点目として、入札参加機会の拡大を意図として町共同企業体運用基準の経常共同企業体結成にかかる結成要件を緩和したものの。</p> <p>いずれにしても、試行しながら不都合な部分は広くご意見を聞きながら検討を加えていきたい。</p> <p>沢田委員長 説明終了後、質問を委員に問う。</p> <p>総務課長 工事管理の面も含めての条件であったが軽微な工事や維持管理工事等でも、1,000万円を超えてしまう。県や隣接市の状況を考慮し引き上げたもの。</p> <p>眞田係長 詳しい手持ち資料はないが 1,500 万円から 3,500 万円の範囲の工事が比較的多いと思われる。</p> <p>総務課長 現在は、3,500 万円未満については町内業者のみで入札をしているが、5,000 万円までの引き上げも検討している。ただあまりにも C・D 級の上限を上げてしまうと国県の補助事業等も対象となるので、品質の確</p>	<p>鷲尾委員 改正前は C・D 級の参加上限が 1,000 万円だったわけだが、工事の品質に配慮してのものであったのか。</p> <p>鷲尾委員 阿賀町で一番多い入札価格帯はどのあたりか。</p> <p>鷲尾委員 かなり幅が広いので一概に言えないが、町内建設業者育成の観点からすれば上限に関してはあまりしぼりがないほうが良い感じがする。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>保や工事管理等にも不安がある。また登録技術者の数も少ないことなども考慮して総合的に検討したい。</p> <p>眞田係長 経営審査評点に加え技術者要件により格付けをしているが県の基準に比べ、町の現状を鑑み、少し低く設定している。</p> <p>眞田係長 県に準じた形でこの地域に本社を有する業者を対象に改正したもの。</p> <p>総務課長 土木一式については町内で充分だがその他の工種では業者数が不足している。そのため他地域に拡大している。</p> <p>総務課長 積算は担当事業課で行っているので詳細はわからないが、新潟市の例もあるのでチェック体制を更に充実させたい。</p> <p>総務課長 何件か落札している。これらのことから地元業者も危機感を持っているようだ。</p>	<p>鷲尾委員 業者の格付けについては県と同じなのか。</p> <p>沢田委員長 簡易公募の地域要件だが、営業所は対象としてないのか。するべきではないか。</p> <p>鷲尾委員 現実として管内には業者数が不足しているのか。</p> <p>鷲尾委員 地元業者の育成と入札制度の公正化は微妙なバランスが必要。入札者が多ければ談合はしづらい。参加者を増やす方向で検討しなければいけない。その中で地元業者の育成を考えれるのであれば金額で考慮せざるをえない気がする。</p> <p>五十嵐委員 再入札も行っているものもあるが、積算は適正なものであるのか。</p> <p>関塚委員 新しく入札に参加できるようになった地域の業者が加わると落札はそちらの方が多いのか。</p> <p>関塚委員 そうした場合、地元業者保護はどのように</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長 国・県では「総合評価方式」を導入している。町でも簡易実績型のものを検討している。この制度は災害協定や地元貢献度が入札価格に反映できる制度なので現在導入に向け準備を始めたところである。</p> <p>眞田係長 権限については町長。条例については議会の承認が必要だが、このたびは要領等の改正なので町長権限となる。</p> <p>眞田係長 ご推察のとおり。しかし、まだ制度そのものが試行の段階であり、委員会の意見も踏まえながら改善・改正等に反映していきたい。</p> <p>沢田委員長 その他、意見がないことを確認し、次第2の抽出事案の説明審議に移る。 の抽出理由について抽出委員の五十嵐委員に発言を求めた。</p> <p>眞田係長 500万円未満の工事については軽微な工事が比較的多いため、指名審査委員会の</p>	<p>考えるのか。その結果入札制度はどのようなものが適切と考えるか。</p> <p>伊津委員 改正された要綱等については、どういう手続きとなるのか。制定・改正権限は誰にあるのか。</p> <p>伊津委員 我々がいま審議しているのは、委員会要綱第2条(3)に基づく審議となるのか。</p> <p>五十嵐委員 抽出に当たっては、入札方式ごとに各担当課案件を抽出した。 ただ、後で気づいたが100%落札があり、ということなのか説明を求めたい。また指名委員会案件でない500万円未満の工事で100%落札もある。透明性が確保されていないのではないか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>審査対象から除外している。なお、透明性を確保するため、本来であれば500万円未満の工事については支所等でも執行できる範囲だが申し合わせにより業者選定も含め入札事務を総務課で実施している。また、100%の落札事案については、業者の積算システムも向上しておりその結果100%落札となっているようだ。</p> <p>総務課長 補足だが、以前は予定価格の歩切りを行っていたが現在は行っていない。そのため100%落札事案があると推察される。</p> <p>真田係長 工事費内訳書については、平成19年4月以降の入札についてすべて提出を求めている。</p>	<p>鷲尾委員 100%落札ということは競争原理が働いていない不自然な入札だということ。業者の積算システムの向上は理解できるが、普通の競争原理が働いていれば積算価格から、いくらかの下回る価格で入札するのではないか。だから不自然さが感じられるということ。 入札に際し、工事費内訳書の提出させているのか。</p> <p>鷲尾委員 競争原理が働いていないと思われる入札案件については、全て工事費内訳書を検討する必要がある。もし、その落札が談合の結果だとすれば、内訳書については落札業者が作ると聞いている。また、何らかの痕跡が残ることが予想されるのでチェックをして牽制をすることが有効。こうした策を講じると業者も見事なくらい順応していくが全体的には落札率は下がり、100%落札や再入札に関しての1位不動入札等も減ってい</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 入札事案が少ない第1四半期のデータなので、件数の多い第2四半期のデータが出てくると実状に近い数値をお知らせできると思うが、今回の指名競争入札事案については5千万円以上の高額のもの請差が大きかったので落札率に影響したものと思われる。</p> <p>眞田係長 入札案件が少ない中でのデータなのでそうなのかもしれない。第2四半期のデータでは地元大手が受注を多くしているようだ。</p> <p>沢田委員長 その他の意見がないことを確認し、次第2の抽出事案の説明審議に移る。</p> <p>眞田係長 はじめに様式4の「指名停止措置一覧表」、様式5の「談合情報対応状況表」について説明し、様式7の「抽出事案説明書」の「簡易公募型指名競争入札」の抽出案件について説明した。</p>	<p>く傾向にある。これからの入札改革に当たり常に何らかの方法で牽制していることを発信することが大切。</p> <p>沢田委員長 指名競争入札に比べ、制度改革により導入された簡易公募型指名競争入札の落札率が高くなっているが原因として考えられることは何か。</p> <p>沢田委員長 落札業者を見ると業者が全部違う。偶然かもしれないが。</p> <p>鷲尾委員 再入札に関しては、すべての案件が1位不動である。県の入札監視委員会で公表をしている再入札にかかる資料があるので次回から同様の資料を用意していただきたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長 再入札の場合は、最低入札価格を公表して、それ未満での入札をお願いしているところである。それにより辞退をする業者中にはいる。</p> <p>眞田係長 業者側に求めているのは、工事費の大項目で良い事としているが、町が閲覧時に提示している「単抜き設計書」に沿った形での内訳書が多い。</p> <p>沢田委員長 資料をもとに客観的な事実で判断するしかない。</p>	<p>また、再入札の際にはどのような方法で再入札をしているのか。</p> <p>鷲尾委員 再入札時の1位不動については談合の気配が感じられる。この委員会は談合摘発委員会ではないが競争原理が働いているかと言えば言えないのではないか。特に高落札率の案件については、工事費内訳書の比較した資料を用意してもらいたい。</p> <p>沢田委員長 工事費内訳書についてはどのような内容か。</p> <p>伊津委員 鷲尾委員のほうから比較対照できる提言があったが、今回の案件については委員会としてどのような提言ができるのか。</p> <p>鷲尾委員 具体的に指摘するということであれば、再入札についてはいずれの案件も1位不動であり高落札率である。競争原理が働いているとは思えない。実態調査等をすべきである。</p> <p>沢田委員長 様式2の入札契約結果一覧に、入札回数、1位不動か、予定価格を下回った業者数を提示してもらえば具体的に検証できるのではないか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 次回委員会では資料を用意したい。</p> <p>眞田係長 機械設備工事・建築工事等については町側で設計できないので設計委託を発注後工事入札となる。</p> <p>眞田係長 建築については専門分野でもあるので一級建築士に設計と管理を別に発注している。</p> <p>加藤総務課長 今回の事案については、国庫補助事業なので前年度に設計委託を発注して承認をいただき、今年度工事を発注したもの。</p> <p>眞田係長 前金払いについては、一定の金額、工期を満たせば出来ることとなっているが、通常はすることとして契約をするのが普通。</p> <p>総務課長 前金払いをしない場合は設計の段階で経費を割増補正している。設計内容を確認しないとわからない。</p> <p>沢田委員長 他に質問のないことを確認し、続いて、「指名競争入札」の抽出案件説明を求めた。</p>	<p>五十嵐委員 中には、設計事務所に発注しているものもあるが、これらについては町で設計が出来ないからなのか。</p> <p>五十嵐委員 落札額は、設計委託額よりかなり安いですが、請負業者も設計できるわけだが、設計委託して発注する方が安いのか、業者に設計も含めて発注した方が安いのか。</p> <p>五十嵐委員 感覚的には一緒に発注した方が安く上がるような気がしたので。</p> <p>沢田委員長 前金払いが出来ることになっているのもしない事例もあるが。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 「指名競争入札」の抽出事案について説明した。</p> <p>沢田委員長 説明終了後、質問を委員に問う。</p> <p>眞田係長 阿賀町建設工事等低入札価格調査制度実施要領に定めてある。</p> <p>総務課長 これにつきましては、国・県に準じた形で各要件を設定しており、町では最低制限価格を設定しないで、より柔軟に対応できる同制度を採用している。品格法の施行やダンピング防止についての対応である。</p> <p>眞田係長 要領に基づく詳細調査をした事例はないが、失格要件に該当した事例は今まで5件ほどある。</p> <p>総務課長 今回失格となった業者については、他の工事では実績はあるものの建築については初めての受注だった。</p> <p>総務課長 他の地域の業者を対象とする場合や特殊な工事の場合は実績を求めている。今回の案件については、町内業者対象のJVだっ</p>	<p>鷲尾委員 低入札価格の設定、失格要件についてはどうなっているか。</p> <p>沢田委員長 低入札制度を導入後、調査をした事例はあるのか。</p> <p>関塚委員 低入札をした、過去の施工に関して問題はなかった業者に対し、この要件で失格にするのはいかがなものか。町としては安い方が良いのではないか。</p> <p>沢田委員長 入札参加条件として施工実績を求めることも必要なのではないか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>たので特に実績を求めなかった。</p> <p>総務課長 県は7月1日より同じ基準による失格要件を設けた。品格法やダンピング防止といった観点から施工されたものと思う。価格・品質の両面を考慮しての数値だと思われるが、特に数値の根拠について県に照会したわけではない。</p> <p>眞田係長 最低制限価格の運用は多くの自治体で行われている。低入札制度については未導入や高額工事に限り運用しているようだ。阿賀町では両方とも運用できるが、より低い価格まで対応できる低入札制度を運用している。</p> <p>総務課長 最低制限価格の算出方法と低入札調査価格の算出方法は同じ。調査価格を下回っても失格要件に該当しなければ契約できる低入札制度を運用している。</p> <p>眞田係長 最近の情勢では、県では最低制限価格及び低入札調査価格の設定についても、品格法</p>	<p>鷲尾委員 低入札の失格要件の基準については明確なものではない。問題は工事が補償されればいいのか。金額だけで失格とするのはいかかなものか。赤字覚悟でやるのも営業ではないか。ただ、一円受注とか50%を割り込むような著しいものは問題があると思うが、一項目でも該当したら失格というのは厳しいのではないか。</p> <p>沢田委員長 直接工事費を15%割ったら失格というのは県の基準と同じか。</p> <p>沢田委員長 他の市町村の状況はどうなっているか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>の施行を受けて高く設定するべく改正を行った。</p> <p>加藤総務課長 低入札調査価格の設定基準については国に準じている。</p> <p>眞田係長 詳しい実態は把握していない。ただ国では失格要件を設定していないために低入札調査に 2 か月以上の調査期間をかけて契約をしている。他の市町村も低入札制度を積極的に導入しない理由も調査期間がかかることや工期等を考慮してことと思われる。県が失格要件を設けたのもそのような事情からだと聞いている。</p> <p>総務課長 要領どおり運用していると思う。調査に期間がかかることに加え、契約後も手抜き工事等防止のために監督員への負担もかかる。</p> <p>眞田係長 わかりました。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、随意契約の抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 随意契約の抽出事案について説明した。</p>	<p>鷲尾委員 国はどうか。失格要件はあるのか。</p> <p>沢田委員長 国では調査はするが失格要件の設定はない。</p> <p>鷲尾委員 失格要件を定めているのは市町村では稀なのか。</p> <p>鷲尾委員 県では、同じ要件で失格としているのか。</p> <p>沢田委員長 次回委員会では低入札にかかる失格関連の書類も提出してもらいたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長 説明終了後、質問を委員に問う。</p> <p>眞田係長 決まりはないが、最低3社を目処としている。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、その他の「入札制度改革以降における落札率の推移について」の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 「入札制度改革以降における落札率の推移について」について説明した。</p> <p>沢田委員長 説明終了後、質問を委員に問う。</p> <p>眞田係長 次回には、第1四半期と第2四半期で比較できる資料を用意したい。</p> <p>沢田委員長 その他全般にわたっての質問を求めた。質問がないことを確認し、続いて抽出事案の中で不適切なものがなかったか意見を求めた。</p> <p>沢田委員長 皆さんに謝意を述べ会議を閉じた。</p>	<p>関塚委員 随意契約の場合、見積徴収業者の最低数は決まっているのか。</p> <p>沢田委員長 簡易公募については、始めたばかりでデータが少なく比較してみようがない。</p> <p>関塚委員 今回もいろいろ問題点が出たが、今後会議を重ねるごとにまだ出る可能性があるので気配りいただきたい。</p> <p>沢田委員長 特に低入札制度については改良すべき点があると感じた。</p>